

小川富也税理士事務所だより



2023年夏季ボーナス 約4割の企業が増額

帝国データバンクは2023年夏季ボーナスは、平均支給額が前年より増えたとする企業が37・4%と、約4割に上ることがわかった。22年冬季賞与と比較して、賞与が増加すると回答した企業の割合は16・2ポイント増

加した。支給額は前年に比べ平均で2・4%増加した。

賞与を増やす理由として、新型コロナの落ち着きなどによる業績の回復を挙げる企業が多くみられたほか、人手不足のなか従業員のモチベーション維持や、物価高騰による従業員の経済的負担の軽減を理由にあげる企業が多くみられた。

インボイス制度と独禁法 公取委が注意事例を公表

公正取引委員会は、インボイス制度の実施に関連した注意事例を公表した。

最近、一部の発注事業者が経過措置により一定の範囲で

仕入税額控除が認められるにもかかわらず、取引先の免税事業者に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者に転換せず、免税事業者を選択する場合には、消費税相当額を取引価格から引き下げる

と一方的に通告を行った事例がみられるなど、インボイス制度の実施に関連して、独占禁止法違反につながるおそれのある複数の事例が確認されているという。

そこで、公取委では、違反行為の未然防止の観点から、どういった業態の発注事業者と免税事業者との間でどうした事例が発生したかというこ

とに加え、事例を踏まえた独

編集発行人
税理士・行政書士
小川富也
〒796-0068
八幡浜市浜之町180番地
TEL 0894-24-3355
FAX 0894-24-2882

社員の奨学金返済を支援 勤続5年と10年で支給

占禁止法・下請法上の考え方を明らかにした。

https://www.jftc.go.jp/file/invoice_chuijirei.pdf

有効求人倍率



有効求人倍率とは、企業からの求人(有効求人)数を、公共職業安定所(ハローワーク)に登録している求人(有効求職者)数で割った値。雇用状況から景気を知るための重要な統計の一つで、厚生労働省が毎月公表している。

求職者一人に対して、何人分の求人があつたかを示すもので、倍率が一回上れば求職者の数よりも人を探している企業数が多く、下回れば求職者の数の方が多いことを示している。有効求人倍率が高いほど人手不足、低いほど就職・転職が難しい状況といえる。

雇用動向を示す重要指標で景気とほぼ一致して動くため、景気動向指数の一致指数となっている。



契約の取消権を拡充 免責の範囲を明確に

改正消費者契約法が施行

本年6月1日から改正消費者契約法が施行されました。消費者契約法は、事業者と消費者との契約に関する法律であり、今回の改正では、契約の取消権の拡大、解約料に関する説明の努力義務などが追加されました。そこで今号では、改正消費者契約法のうち、事業者にかかる主な改正事項について取り上げます。

消費者と事業者との間で締結される契約を消費者契約といいます。そして、消費者契約法とは、消費者と事業者との間で締結される消費者契約全般に適用される民事ルールで、

契約締結時の消費者の利益を守るために施行された法律です。例えば、不当な勧誘による契約の取消や、不當な契約条項の無効などが規定されています。

今回の改正では、新たに以下の事項が追加されました。

■契約の取消権の拡充■

①勧誘するなどを告げずに、退去困難な場所に同行し勧誘する
【例】…知人から観光に誘われ、その人が勤める店の車に乗ったところ、目的地の途中で、人が勤める店の展示会場に連れていかれた。商品を勧められ、その店の車で来ていたことから断れず、契約してしまった。
②威迫する言動を交え、相談の連絡を妨害する

【例】…商品を勧められ、家族に相談したいと伝えたが、「1人で決めないとだめだ」などと迫られて契約した。こうしたケースも、契約を取り消せりようになりました。

■免責範囲が不明確な条項の無効■

消費者の利益を不当に害する契約条項は無効とされています。

例えば、「事業者は責任を一切負いません」「当社が当社に過失があると認めた場合に限り損害賠償責任を負います」というような損害賠償の責任の一部を免除する条項や、事業者が責任の有無、限度を決定する条項は無効となります。

今回の改正では、賠償請求を困難にする不明確な一部免責条項（軽過失による行為にのみ適用されることを明らかにしていないもの）は無効となりました。

【例】…当社は、法律上許される限り、1万円を限度として損害賠償責任を負います。

（注）事業者に故意・重大過失がある場合には全額を賠償してもらえるのに、「法律上許される限り」との記載では、そのことがわからず、消費者は賠償を受けられない誤解してしまいます。よって、軽過失の場合にのみ適用されることが記載している必要があります。

ない契約条項は無効となります。

【有効となる例】…当社は、軽過失の場合は、1万円を限度として損害賠償責任を負います。

■解約料の説明の努力義務■

事業者は、解約料を請求する際に消費者から求められたら、解約料の算定根拠の概要を説明するよう努めなければならぬ旨の規定が新設されました。

解約料の算定根拠がわからないと、キヤンセルを求めたいとき（合意解約など）にどの程度の損害を補填しなければいけないかを消費者が考えることができます。そのため、解約料の根拠を示す必要があります。

このほか、事業者の努力義務としては、契約締結時だけではなく、解除時ににおける努力義務も導入されました。

このほか、事業者の努力義務としては、契約締結時だけではなく、解除時ににおける努力義務も導入されました。消費者の求めに応じて、事業者は解約の方法を消費者に分かりやすく伝えるなど、必要な情報を提供するよう努めなければならないことが追加されました。

これらはあくまで努力義務ですが、たとえ法的な義務でなくとも、消費者の要望を軽視することは望ましくありません。他の改正事項と同様、誠意をもつてトラブルを防止するための対応をする必要があります。

●コロナ借換保証制度の概要●

保証限度額	1億円（民間金融機関のゼロゼロ融資上限額である6,000万円を上回る額）
保証期間	10年以内
据置期間	5年以内
金利	金融機関所定
保証料(事業者負担)	0.2%など（補助前は0.85%等）
要件	売上高が5%以上減少など
その他	100%保証の融資は100%保証での借換えが可能

新型コロナウイルス対策として中小企業向けに実施した実質無利子・無担保融資「ゼロゼロ融資」の返済期限が、本年7月以降、順次本格化する見込みとなっています。このため中小企業庁は、コロナ融資の返済開始による資金繰り悪化を防ぐことを目的に「コロナ借換保証制度」を創設しています。そこで今号では、「コロナ借換保証制度」について取り上げます。

いわゆる「ゼロゼロ融資」とは、2020年3月にスタートした民間金融機関での実質無利子・無担保融資制度です。コロナ感染拡大に伴う資金繰りの支援措置として、無利子（ゼロ）と無担保（ゼロ）で融資が行われてきました。

中小企業庁によると、本年7月から元本の返済が本格化する見通しだが、コロナの長期化のみならず原材料費高騰による物価高などで、多くの中小企業が依然として厳しい状況にあるのが現状といえます。そのため、借り換えなどに対応する新制度として、「コロナ借換保証制度」（民間ゼロゼロ融資等の返済負担軽減のための保証制度）が本年1月に創設



コロナ借換保証制度 ゼロゼロ融資の借換え

■伴走支援型特別保証制度■

新型コロナウイルス対策として中小企業向けに実施した実質無利子・無担保融資「ゼロゼロ融資」の返済期限が、本年7月以降、順次本格化する見込みとなっています。このため中小企業庁は、コロナ融資の返済開始による資金繰り悪化を防ぐことを目的に「コロナ借換保証制度」を創設しています。そこで今号では、「コロナ借換保証制度」について取り上げます。

いわゆる「ゼロゼロ融資」とは、2020年3月にスタートした民間金融機関での実質無利子・無担保融資制度です。コロナ感染拡大に伴う資金繰りの支援措置として、無利子（ゼロ）と無担保（ゼロ）で融資が行われてきました。

中小企業庁によると、本年7月から元本の返済が本格化する見通しだが、コロナの長期化のみならず原材料費高騰による物価高などで、多くの中小企業が依然として厳しい状況にあるのが現状といえます。そのため、借り換えなどに対応する新制度として、「コロナ借換保証制度」（民間ゼロゼロ融資等の返済負担軽減のための保証制度）が本年1月に創設されました。

この制度は、売上高等の減少について一定の要件を満たした中小企業とを条件に借入時における信用保証料の事業者負担を大幅に引き下げる制度となっています。

本制度は、「ゼロゼロ融資」のみならず、他の保証付き融資からの借り換えも可能であり、さらに事業再構築等の新たな資金需要がある場合にも活用することができます。

■制度概要■

- ◆保証限度額は1億円
- ◆保証期間は10年以内
- ◆100%保証の融資は100%保証で借換えが可能
- ◆据え置き期間は5年以内
- ◆保証率は0・2%等
- ◆要件…下記4つのいずれかに該当

- ①セーフティネット5号の認定（売上高20%以上減少）
- ②セーフティネット4号の認定（売定業種であり、売上高が5%以上減少している）
- ③売上高が5%以上減少している
- ④売上高総利益率、営業利益率が5%以上減少している

◇金融機関による伴走支援と「経営行動計画書」の作成

経営行動計画書を作成する際には、主に次の項目について記載する必要があります。

・自社の現状認識、財務分析

・具体的な資金使途、計画終了時点の将来目標、今後の具体的なアクションプラン

・収支計画・返済計画（黒字化目標含む）など

■手続の流れ■

- ①融資申込／経営行動計画書の作成
 - ②与信審査・書類準備をする
 - ③市区町村ごとにセーフティネット保証の認定申請を行う
 - ④保証協会に、保証審査の依頼・経営行動計画書を提出する
 - ⑤申請事業者に融資を行う
 - ⑥継続的な伴走支援を行う
- 制度の詳細については中小企業庁HPをご参照ください。
- <https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sinyouhosyou/karikae.html>



新型コロナに関する特別貸付けの契約書の印紙税非課税措置は延長

5月8日から新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが季節性インフルエンザと同じ「5類」に移行し、政府と地方自治体による様々な行動制限がなくなりましたが、令和5年度税制改正において、「消費貸借契約書に係る印紙税の非課税措置」が1年延長されています。

同措置は、新型コロナウイルス感染症およびそのまん延防止措置により、経営に影響を受けた特定事業者（事業者やその親族、従業員等が新

型コロナに感染したことによる影響のほか、イベント開催や外出の自粛要請、入国制限、賃料の支払猶予要請などの影響により、経営状況が悪化した事業者）に対して行う一定の金銭の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税を非課税とするものです。非課税の対象となる消費貸借契約書は、前記の特定事業者に対して、公的金融機関（地方公共団体、政府系金融機関等）や民間金融機関が他の金銭の貸付けの条件に比べ特別に有利な条件で行う金銭の貸付けに際して作成される消費貸借契約書。

改正では、この措置の適用期限を1年延長して、令和6年3月31日までに作成される消費貸借契約書が対象とされました。

なお、印紙税が非課税となる消費貸借契約書について、既に印紙税を納付している場合には、「印紙税過誤納確認申請書」を税務署に提出し、税務署長の確認を受けることで、その納付された印紙税額に相当する金額の還付を受けることができます。（貸出金利・据置期間等）通常より有利な条件

令和5年
3月31日まで

影響を受けた
事業者

契約書の
印紙税を
非課税

公的金融機関等
民間金融機関

特別貸付け

（貸出金利・据置期間等）
通常より有利な条件

型コロナに感染したことによる影響のほか、イベント開催や外出の自粛要請、入国制限、賃料の支払猶予要請などの影響により、経営状況が悪化した事業者）に対して行う一定の金銭の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税を非課税とするものです。非課税の対象となる消費貸借契約書は、前記の特定事業者に対して、公的金融機関（地方公共団体、政府系金融機関等）や民間金融機関が他の金銭の貸付けの条件に比べ特別に有利な条件で行う金銭の貸付けに際して作成される消費貸借契約書。

改正では、この措置の適用期限を1年延長して、令和6年3月31日までに作成される消費貸借契約書が対象とされました。

なお、印紙税が非課税となる消費貸借契約書について、既に印紙税を納付している場合には、「印紙税過誤納確認申請書」を税務署に提出し、税務署長の確認を受けることで、その納付された印紙税額に相当する金額の還付を受けることができます。（貸出金利・据置期間等）通常より有利な条件

7月の税務と労務

一税務

★所得税の予定納税額の納付（第1期分）
納期限…7月31日

★所得税の予定納税額の減額申請
申請期限…7月18日

★固定資産税（都市計画税）の第2期分の納付

納期限…7月中において市町村の条例で定める日
★6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…7月10日（年2回納付の特例適用者は、1月から6月までの徴収分を7月10日までに納付）

★5月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）
申告期限…7月31日

★2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…7月31日

★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…7月31日

★11月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）
申告期限…7月31日

★消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
申告期限…7月31日

★消費税の年税額が4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（3月決算法人は2ヵ月分）（消費税・地方消費税）
申告期限…7月31日

一労務

★令和5年度労働保険年度更新手続き
申告・納付期限…7月10日

★健保・厚保の保険料の納付 納期限…7月31日

企業の「総合力」とは何でしょうか。それは、社員一人ひとりの力の結集といえます。したがって、企業の総合力を高めるためには、一人ひとりが自ら仕事をおいて、主体的にその能力の全てを発揮する必要があります。企業の成長を担うのは、一人ひとりの社員です。企業が将来にわたり発展し続けられるかどうかは、そこで働く一人ひとりの社員の心構えと行動にかかります。つまり、「企業は人なり」ということです。

いかに立派な歴史、伝統を持

企業の総合力

創業者、松下幸之助氏は、「物をつくる前に人をつくる」と語っています。良い製品をつくるためには、まずそれにふさわしい人をつくる必要があると考えたのです。組織運営や手法などは、もちろん重要ですが、それだけでは、やはり人材です。企業経営において、何よりも大切なのは、人を育てていくことではないでしょうか。